ア 参加を認める種目

- (ア) 男・女団体戦、男・女個人戦 (シングルス・ダブルス) とする。
- (イ) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。

イ 地域クラブ活動の要件

- (ア)地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者(日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者)・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人(20歳以上)とする。
- (イ) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は、愛知県中小学校体育連盟が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。
- (ウ)諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに愛知県中小学校体育連盟に届けを提出すること。
- (エ) 1つの活動母体からの登録は1チームのみとすること。

ウ 地域クラブ活動の構成員

- (ア) 所属中学生
 - 1) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会(地区大会、都道府県大会、ブロック大会等)に出場できるのは、一人1回のみである。<u>地域クラブ活動に所属する選手は、愛知県バドミントン協会が行う予選会に参加し、推薦を受ける成績をおさめた選手が愛知県中学校総合体育大会に参加できる。支部・支所大会に参加することはできない。(教育委員会が支部・支所大会への参加を認めた場合は、教育委員会の決定に従う。)</u>
- 2) 登録している地域クラブ活動から出場するか所属校から出場するかは選択できない。地域クラブ活動に 所属している選手は必ず登録団体から出場すること。(教育委員会が支部・支所大会への参加を認めた 場合は、教育委員会の決定に従う。)
- 3) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域クラブ活動から出場することは認めない。
- 4) 原則、年度当初に登録した地域クラブ活動から年度途中の移籍変更はできない。
- (イ) 地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録することはできない。
 - 1) 一大会(地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする)において重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)として登録することはできない。
 - 2) 指導者は複数の地域クラブ活動に登録はできない。

エ 協会登録について

- (ア)大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及 び年会費支払いを行うこと。
- (イ) 協会登録の際の注意点
 - 1)「団体登録申請書」において、
 - ・代表者:協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける
 - ・事務担当者:協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける
- 2)協会登録する際に、当該地域クラブ活動に登録できるのは中学生のみのため、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者は、重複して他の地域クラブ活動において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。
- 3) 指導者は、複数の地域クラブ活動において「団体登録申請書」上の登録をすることはできない。

オ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について

(ア) 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格(3級以上)を取得していること。

(取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること)

- (イ) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)
 - ・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。
 - ・コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団 スタートコーチも含む。
- ※1 この特例は、令和6年4月1日より施行する。 ※2 この特例は、今後も検討を続けていく。

愛知県中学校総合体育大会バドミントン競技に加盟する地域クラブ活動等の団体は、「中学校教育の一環として、広く中学生にスポーツ実践の機会を与え、技能の向上と体力増進、併せて、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学生を育成するとともに、中学生の相互の親睦を図る」という大会の趣旨を理解し、日頃より指導を行う団体であること。また、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年 12 月 27 日スポーツ庁・文化庁発出)の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していることなど、愛知県中学校総合体育大会に関わる参加資格の特例を守っている団体である。

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』一部抜粋

○適切な指導の実施

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。都道府県及び市区町村は、適宜、指導助言を行う。
- イ 指導者は、I2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、 I 2 (2) アの指導手引を活用して、指導を行う

○適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

- ア 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日と する。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、 原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共 通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考 えられる。